壱岐市空家等対策計画の期間延長について

１．　空家等対策計画とは

〇空家特別措置法第７条の規定に基づき、市が定める計画

〇現行の空家等対策計画は、計画期間が平成３０年度～平成３４年度（令和４年度）の５年間

２．　次期計画の策定を見合わせ

〇令和４年度末で計画期間が終了するため、本来であれば令和３年度から次期計画の策定作業（現地調査）を進めるところ、令和２年から国内において本格的に新型コロナウイルスが流行したことにより、現地調査の実施が困難となりました。

〇現地調査が実施できないため、その結果を反映して策定する空家等対策計画も同様に策定が困難となりました。

３．　次期計画の策定に向けて

〇現行の計画期間を変更します。

４年間延長し、令和８年度までの計画とします。

〇上記の理由等により当初のスケジュールを４年後ろ倒しし、以下のとおり策定作業に着手することとします。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
本来	現地調査										
		計画策定									
			計画期間								

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
変更					現地調査						
						計画策定					
							計画期間				